

【平成28年度】

宇都宮市教育委員会の事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
1 教育企画課の事務事業			
1.3 育英事業			
1.3.5 監査結果			
1.3.5.1 所得基準算定上の誤り			
所得金額を正確に把握するために、所得調査票などを用い記入者と確認者のチェックの証跡を残すなど行うべきである。	37	教育企画課	指摘を踏まえまして、平成28年9月申請分より、担当者1人目が所得金額を調査し申請書内に記入、2人目が記入された所得金額を確認しその横にチェックを付けることで二重に記載を残しており、確認を徹底しております。なお、平成29年度分の受付より、申請書中にチェック欄を設けております。
1.3.5.2 所得調査の同意漏れ			
収入金額及び納税状況の調査は、重要な個人的な情報を提供するものであり、申請者の同意は漏れなく取る必要がある。	37	教育企画課	指摘を踏まえまして、平成29年度分の受付より、申請書中に氏名の記入及び捺印をもらうことにより確実な同意の確認を徹底することとしました。
1.3.5.3 選考委員会			
「宇都宮市奨学金等貸付要綱」によれば、会議の記録を整備することとなっているが委員会の議事録が作成されていない。選考過程を明確にするためにも、議事録を作成すべきである。	37	教育企画課	指摘を踏まえまして平成28年度より委員会を開催した際には、議事録を作成しております。
2 学校管理課の事務事業			
2.1 学校運営予算の管理及び経理事務			
2.1.3 地域学校園予算制度			
2.1.3.4 監査の結果			
地域学校園予算制度の効果			
制度利用が進んでいない原因を分析し、全地域学校園において、積極的に活用されるための方策を検討すべきである。	47	学校管理課	指摘を踏まえまして、地域学校園予算制度に関する実態調査を実施した結果、制度利用が進んでいない原因は、周知不足であることから、制度活用の事例を紹介し、あわせて、積極的な活用促進を図るため、申請様式の変更による事務手続きの簡素化を行うとともに、平成29年度の全地域学校園事務室の共通取組に指定しました。
2.1.4 学校配当予算の科目間流用			
2.1.4.2 監査の結果			
予算の事業間流用について			
流用の際には、「流用要求書」の提出が求められているが、当該書類その他の事業間流用に関する資料がない。予算配当した事業と異なる事業に流用した場合、流用元の事業予算が不十分となり事業目的が達成できないおそれがある。したがって、適正な予算管理のために、是正すべきである。	48 ～ 49	学校管理課	流用の際には、これまでも、学校で決裁のうえ、流用要求書を提出していたところですが、指摘を踏まえまして、適正な予算管理ができるよう、要求書の様式を流用元・流用先とも当該事業費の細節が表示できるものに変更しました。

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
2.1.5 学校配当予算の執行			
2.1.5.3 監査の結果			
(1) 学校単位の決算書の必要性			
学校ごとの決算書が作成されていない。学校運営予算の適正な管理のために予算実績対比が可能な決算書の作成が必要である。	50	学校管理課	指摘を踏まえまして、平成29年4月に学校に対し、決算書を作成するよう指示しました。
2.3 教材教具整備事業			
2.3.6 監査の結果			
「備品購入見積明細」は、学校の教材教具の予算額を決定する根拠になるものである。担当者によって、精査の判断が変わり、学校に必要な教材教具の予算が確保できないことにならないよう、公平性・客観性の観点から判断基準を明文化すべきである。	56	学校管理課	指摘を踏まえまして、査定基準を作成しました。
2.4 学校版もつたいない運動推進事業			
2.4.8 監査の結果			
(1) 事業予算の不備			
予算上の裏付けが不十分なため、現在の還元申請可能なポイントの全てに対して申請があった場合に、充当できる予算があるか疑問である。今後、意欲継続のためのポイント付与方法やポイント制度拡充を検討するに際して、ポイント還元に対応できる予算の確保も併せて検討していくべきと考える。	60	学校管理課	指摘を踏まえまして、ポイント還元につきましては、予算編成時期に各学校に貯蓄ポイントを次年度予算に還元するかどうかを照会し、申請を取りまとめた上で、予算の確保に努めるよう、見直しました。次年度以降も、同様に、予算確保に努めてまいります。
2.8 就学援助事務			
2.8.2 監査の結果			
(1) 就学援助費受給申請書の記載について			
申請理由は申請者の経済状況を把握する基礎となるものであり、申請理由の記載のない申請書は受理すべきではない。	80	学校管理課	指摘を踏まえまして、平成29年1月に学校に対し、申請理由記載について確認を徹底するよう通知しました。 また、学校から市教委へ提出された申請書について、申請理由欄の記載が無い申請書があった場合、学校を通じ保護者に申請理由を確認した上で受理するよう徹底しています。

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
4 学校健康課の事務事業			
4.1 学校・家庭・地域・企業が連携した食育推進事業			
4.1.1 各教科等における食育の推進			
4.1.1.3.2 監査の結果			
学校別給食の残食率に関する原因分析の不足			
<p>各年度の残食率について小学校・中学校の平均値を算出し各学校へ通知しているが、残食率が極端に高い学校の原因調査や課題抽出のための情報収集は実施していない。反対に、残食率の低い良好な学校について、残食を減らす取組や学校の特殊性を分析していない。模範となる事例の収集と他学校への情報提供は、「好き嫌いなく、栄養バランスのよい食事をとるといこう」食育推進事業の目標に関係するところであるが、学校単位の分析において現状は学校の残食率の平均値を公表するという段階で終わっている。</p>	135 ～ 136	学校健康課	<p>指摘を踏まえまして、平成29年度は、平成26年度から平成28年度の学校ごとの残食率をもとに、残食率の高い学校や低い学校につきまして、献立内容及び児童生徒への食の指導（好き嫌いなく食べる指導）と残食率の関連性について分析をしているところであり、また、学校食育研究会議等の機会を通じ、学校栄養士から残食を減らすための効果的な取組について情報収集しているところであり、</p> <p>今後、分析結果や残食を減らすための効果的な取組につきまして、学校への情報提供を行ってまいります。</p>
6 教育センターの事務事業			
6.1 情報教育事業			
6.1.2 システム管理運用事業			
6.1.2.2 監査の結果			
(2) 情報セキュリティに関する監査について			
<p>セキュリティポリシーやUSBメモリの取扱要領などの情報セキュリティに関するルール運用の実効性を確認する監査体制の構築が求められる。</p>	164 ～ 165	教育センター	<p>総合訪問（事務局員が学校運営について指導助言等を行う訪問）の際にセキュリティ確保に係る確認を行うなど、定期的な監査を実施してまいります。</p>

【平成28年度】

宇都宮市教育委員会の事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
2 学校管理課の事務事業			
2.1 学校運営予算の管理及び経理事務			
2.1.5 学校配当予算の執行			
2.1.5.3 監査の結果			
(1) 学校単位の決算書の必要性			
(2) 予算執行計画の管理不足			
<p>予算執行計画は、効果的かつ効率的な予算執行を行うために重要な役割を担うものである。そのため、計画が、策定の趣旨をふまえているかどうか、また「学校運営予算執行の手引き」の準拠性といった観点から学校管理課において計画の管理をすべきと考える。</p>	50 ～ 51	学校管理課	<p>意見を踏まえまして、平成29年度から、予算執行計画書の提出を求め、その内容を確認するとともに、計画を基に各学校予算の執行状況を管理しています。</p>
(3) 予算執行計画の書式が不統一			
<p>予算執行計画の管理を有効に行うために、予算執行計画の書式を定めるべきである。</p>	51	学校管理課	<p>意見を踏まえまして、平成29年度から予算執行計画の様式を統一しました。</p>
2.2 校用器具整備事業			
2.2.5 監査の結果			
<p>消火器等の整備は、学校の安全性確保するために全学校共通して行わなければならない事業であり、突発的に使用不能になった場合を除き、各学校の依頼に基づいて更新を行わなければならない必要性は低いと思われる。さらに、学校の依頼書提出漏れ等事務手続ミスにより消火器の更新が遅れるなどの事態を防止する観点から、学校管理課において消火器更新の予算執行を行うことが望ましいと考える。</p>	54	学校管理課	<p>意見を踏まえまして、学校管理課において消火器を一括購入するよう事務処理を見直しました。</p>
2.4 学校版もったいない運動推進事業			
2.4.8 監査の結果			
(1) 事業予算の不備			
(2) ポイント還元申請に関する調査不足			
<p>平成26年度以降ポイント還元申請がない理由・原因については、調査していないため、明確になっていない。ポイント還元申請がない理由・原因を明らかにし対応することで、学校の制度活用意欲が向上し、さらなる事業の推進が期待できると考える。</p>	60	学校管理課	<p>ポイント還元申請がない理由・原因は、周知・啓発不足であったため、平成29年2月に全事務職員に周知・啓発をしました。その結果、約10校からポイント還元申請がありました。</p>

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
2.8 就学援助事務			
2.8.2 監査の結果			
(2) 民生委員の訪問について			
<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会による所得調査の結果を受けて、民生委員の訪問が必要な世帯を限定する方が有効かつ効率的だと考える。 所得調査の結果を踏まえた上で全世帯訪問を実施することで、所得超過の世帯についての調査に時間をかけたり、他の制度の利用可能性があることをよりの確に申請者に提案するなど、民生委員の訪問をより有効なものとするのではないかと考える。 	80	学校管理課	<p>意見を踏まえ、就学援助の認定について、より効率的、効果的な方法への転換を図るため、民生委員が行っていた家庭状況調査については、所得調査の結果、再審査が必要となる世帯に限定して、市教育委員会職員が実施することとし、民生委員の訪問については廃止することとしました。</p> <p>ただし、民生委員本来の業務として貧困世帯等への訪問、支援は必要であることから、就学援助の認定結果について、引き続き、学校から民生委員に情報提供を行うこととしました。</p>
3 学校教育課の事務事業			
3.3 指導グループ			
3.3.1 いきいき学校プラン推進事業			
3.3.1.5 監査の結果			
(2) 学力向上の検証			
<p>教育委員会では、国・県・市の学力調査の一体的分析に基づく現状把握及び有効な改善策の検討を行っているが、引き続き施策の有効性の検証を進めていくべきである。</p>	105 ～ 106	学校教育課	<p>平成28年度に教育委員会内に「学力向上・不登校対策検討会議」を設置して効果的な学力向上策を検討し、平成29年度から、学校個別の状況を分析した上で学校訪問を行い、それぞれの課題に応じた学力向上策について指導主事と学校の職員と一緒に検討する取組を開始しました。</p>
(3) 不登校生徒への対応			
<p>「小中一貫教育・地域学校園」における「小中相互乗り入れ授業」の実施や小中学校間での情報の引継ぎや連携により未然に防止する取り組みが一定の効果を発揮していると考えられるが、不登校状態にある児童生徒に対しては、スクールカウンセラー等の専門家を交えた具体的な対応が必要であり、市でも積極的な支援を行うべきである。</p>	106 ～ 107	学校教育課	<p>不登校状態にある児童生徒への対応につきましては、スクールソーシャルワーカー2名の勤務日数を、平成28年度の週3日勤務から平成29年度は週5日勤務と支援体制を充実したところです。また、平成29年度から各地域学校園児童生徒指導強化連絡会にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが参加し、専門的な見地から不登校の要因・背景の分析や具体的な対応策を教職員と一緒に検討するなどの取組を開始しました。</p>
3.3.5. 学校徴収金			
3.3.5.3 監査の結果			
(1) 学校間格差の是正			
<p>今後とも、補助教材費の現状を把握し、学校間で格差が生じている場合、その原因を調査・検討して格差是正に努めてゆくべきである。</p>	119	学校教育課	<p>平成28年度末までに、各学校宛の通知において、市の平均額を提示した上、自校の教材費が市の平均額を大きく上回る場合は原因を調査、検討し、差の是正に努めるよう指導しました。</p>

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
6 教育センターの事務事業			
6.2 教職員研修事業			
6.2.4 監査の結果			
教職員の業務負担に配慮した研修の実施			
<p>教職員の業務負担に配慮した教育センター研修の実施が望まれる。</p>	166	教育センター	<p>教職員の業務負担に配慮した教育センター研修の実施につきましては、同一週に複数実施しないよう期日を調整したり、可能な限り午後からの開催や悉皆研修を希望研修へ変更するなど精選を図りました。</p>
6.3 相談グループの事業			
6.3.8 監査の結果			
特別支援教育に対する教職員からの評価			
<p>特別支援教育等に対しては、教職員から評価を得ている。現在の教育現場においては特別支援教室利用者の増加傾向と発達障がい若しくはそれが疑われる児童生徒がいじめの加害者にも被害者にもなりうるという状況にあり、また、教師の児童生徒と向き合う時間を充実させることが求められている現状において教師の過重な負荷を軽減するためにも、教育相談も含めた特別支援教育についての一層の周知と体制充実が望まれる。</p>	170	教育センター	<p>特別支援教育の周知につきましては、子ども発達センターと連携のもと、啓発リーフレット「発達障がいをも正しく理解しよう！思春期・青年期編」を新たに作成・配付し、学校・保護者・市民への啓発に努めております。また、教育センター内に学校生活適応支援アドバイザーを新たに配置し、各学校に訪問して合理的配慮の提供や各校の特別支援教育推進体制等に係る助言を行うなど、特別支援教育の体制充実・強化に努めております。</p>